

大津市公報

令 和 4 年 8 月 29 日 号 外 (第 44 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

〇監査委員告示

次

監査委員告示

大津市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、大津市長から要求のあった監査の結果に基づき講じた措置の内容について、同市長から通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年8月29日

大津市監査委員 土: 屋 薫 津 田 積 同 穂 子 同 山 本 久 同 浅 井 書 博

[監査の結果]

監査の結果、不適切な事務執行により社会福祉法人大津市社会福祉協議会に対する補助金の算定に多数の誤りが見られ、合計866,971円の補助金の返還が判明したことは大変遺憾である。今後は、補助金交付事務について、補助金の交付を受ける事業実施者である市社協はもちろんのこと、補助金交付事務を審査し決定する担当課である福祉部福祉政策課においても、内部統制の観点から、不適切な事務執行の発生を未然に防止し、市民から信頼される市政の実現を目指すとともに、事務の適正性を確保するための事務執行の対策を実施されたい。また、補助金の交付に当たっては、本市が平成24年12月に策定した「大津市補助制度適正化基本方針」に基づき補助金交付基準の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

適正な補助金交付事務の執行に当たり、改善を要する事項として、次のとおり意見を付す。

1 補助金交付基準に係る二重基準の見直しについて

今般の事案が発生した原因の一つは、本市の市社協に対する補助金交付基準と市社協の学区社協に対する補助金交付基準が異なっているため、補助金の流れが複雑になっていたことであると考えられる。

現在、補助金の交付基準が異なっている事業は以下の3事業である。

- (1) 事業費補助金のうち、地域支援事業の「育成費助成事業」(学区社協育成費助成事業)
- (2) 事業費補助金のうち、地域支援事業の「学区社会福祉協議会追悼事業」(学区社協追悼事業)
- (3) 地域福祉ふれあい事業 (学区社会福祉協議会ふれあい給食サービス事業)

いずれも市社協が本市から交付を受けた補助金を学区社協に補助する「間接補助」であり、補助基準が異なることは適切でないため、担当課の福祉政策課と事業実施者の市社協で協議を行い、補助金交付基準を統一されたい。

2 実績報告書等の正確な作成及び交付確定等における適正な審査について

監査の結果、実績報告書及び添付書類に不適切な事務の執行が多数見られ、実績報告書を作成する市社協の確認と補助金を交付する福祉政策課の審査がともに不十分であったことが判明した。今般の事案が発生した主な原因は、市社協は決算事務と並行して学区社協からの報告を取りまとめ、多くの項目に係る実績報告書を年度末までに作成する必要があり、多忙を極める中で十分な確認ができなかったこと、また、福祉政策課も提出された実績報告書に係る多くの関係書類の審査が必要であり、両者ともに確認する時間が不足していたことであると考えられる。

今後は、市社協は実績報告書等を正確に作成し、福祉政策課は実績報告書等を適正に審査する必要があることから、以下のことを提案する。

(1) 必要書類チェックリストの作成

福祉政策課は市社協と協議し、実績報告書に添付する必要書類を定め、チェックリストを作成する。市社協はチェックリストに基づき、必要書類を確認添付して実績報告書を作成する。福祉政策課はチェックリストに基づき必要書類が添付されていることを確認し、関係書類を含め適正に審査する。

(2) 事業ごとに学区社協から事業完了後速やかに実施報告書の提出を求める。

事業費補助金は4区分がそれぞれ事業費と人件費に区分され、事業費はさらに複数の項目があるため、これらを全て年度末に一括して実績報告書を提出するためには膨大な作業が必要となる。したがって、市社協は、事業ごとに個別に判断し、特に集約に時間を要する学区社協への間接補助事業は年度末ではなく事業完了後1か月以内に実施報告書の提出を求めることで、実績報告書の作成を早期に完了させることができる。さらに、事業ごとに完了した時点で福祉政策課の担当者に事前に確認を求めることで、年度末の書類審査をスムーズに行うことができる。

(3) チェック体制の充実と確認の徹底

市社協は実績報告書等を作成するに当たり、また、福祉政策課は実績報告書等を審査するに当たり、それぞれ担当者と副担当者によるダブルチェック体制を整え、複数による確認を徹底する。

3 福祉政策課と市社協との意思疎通の強化について

今般の事案が発生した原因の一つは、市社協において交付基準ではなく交付決定額上限まで執行できるという誤った認識があったことであると考えられる。

したがって、福祉政策課は市社協に対して補助金交付の基本的な仕組みや交付基準などを年度当初に説明し、 市社協は福祉政策課に対して学区社協への補助金の流れを説明するなど、共通認識を図っておくことが重要で ある。

このことは、人事異動等によって双方の担当者が変わった場合にも有効である。

市社協は本市の福祉政策全般を協働して推進する欠かせない存在であり、市民との関係において身近な実施機関として日々尽力されている。このことを踏まえ、両者は当該補助事業に限らず、様々な案件について日頃から協議や意見交換を行い、意思疎通や情報共有を図り、本市の福祉行政が円滑に推進されることが望まれる。 [講じた措置の内容]

1 補助金交付基準に係る二重基準の見直しについて

今回の監査結果において、金額の算定誤りがあった原因として、本市と市社協の補助基準が異なっていた点があると指摘いただいたことから、現在、市社協と補助基準の統一化に向けた協議を行っております。指摘いただいた次の3事業については、令和5年度当初からの統一基準の施行に向け、今年度中に調整してまいります。

- (1) 育成費助成事業 (学区社協育成費助成事業)
- (2) 学区社会福祉協議会追悼事業(学区社協追悼事業)
- (3) 地域福祉ふれあい事業 (学区社会福祉協議会ふれあい給食サービス事業)
- 2 実績報告書等の正確な作成及び交付確定等における適正な審査について

令和3年度の実績報告においては、市社協からの実績報告書の提出時に事業実績や決算の内容についての説明を受けるとともに、関係する会計伝票や起案文書などの原本を確認いたしました。今後も実績報告書の提出と合わせて、各事業の実績や決算報告などの説明を求め、正確に事業実績等を把握し、必要に応じて書類の原本確認を行うなど、適正な補助金の審査を行ってまいります。なお、提案いただいた項目ごとの対応内容については、次のとおりです。

(1) 必要書類チェックリストの作成

今後、適正に補助金の審査ができるよう、指摘いただいた内容を踏まえ、必要書類チェックリストを作成します。また、当該補助金の担当者が交代した際にも円滑に正確な審査ができるよう、審査の項目や視点をまとめたものについても今年度中に整備します。

(2) 事業ごとに学区社協から事業完了後速やかに実施報告書の提出を求める。

年度末や年度初めの業務繁忙期に業務が集中しないよう、市社協から学区社協に対して事業実施報告書の 早期提出を促すよう調整します。

また、終了した事業については部分的に事前確認ができるよう、事前確認が可能な事業を市社協とともに整理し、確認の時期等を定めます。

(3) チェック体制の充実と確認の徹底

今後、補助金の審査は担当者と副担当者のダブルチェックを基本とし、管理監督者も必要書類チェックリスト等に照らしながら審査を行います。

3 福祉政策課と市社協との意思疎通の強化について

市社協は本市の地域福祉を協働で推進する実施機関であり、これまでも生活困窮者自立支援事業など委託事業等における業務報告の中で意思疎通や情報交換を図ってきました。指摘いただいた点については、令和4年2月以降、市(福祉政策課)と市社協との定例会議を毎月実施し、その中で当該補助金の考え方の共通理解を図り、現在、補助基準の統一化に向けた協議を行っています。定例会議は年間の会議スケジュールと協議内容をあらかじめ設定するとともに、各種事業の進捗状況の把握や情報交換など、適宜必要な協議ができる場とし

ています。今後もこの定例会議を通じて市社協との意思疎通を深め、適正な事務の執行及び福祉行政の推進につなげてまいります。

4 補助金の返還請求について

監査の結果、返還を要することとされた866,971円につきましては、その全額を市に返還するよう、令和4年8月10日付けで市社協に対して請求したところ、同月18日に市社協から返還がありました。